

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（368））
2. 日時：平成29年9月22日 14時00分～16時50分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、大塚安全審査官、田尻安全審査官、津金安全審査官、
日南川安全審査官、千明技術研究調査官、穂藤保安規定係長、竹内技術参与
（地震・津波研究部門）
福西技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他7名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 副長

北陸電力株式会社：原子力本部 原子力部 原子力安全評価チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力耐震）

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山の影響、竜巻）」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<火山の影響>

- 原子炉建屋、タービン建屋の降下火砕物の堆積荷重に係る評価に関し、前回の審査会合における説明から、積載荷重を考慮するとともに許容限界の設定方針を見直す等、評価全体における変更点とその理由を整理して提示すること。
- 建屋に求められる機能に対応した許容限界の考え方を整理して提示すること。
- 座屈耐力の算定方法を整理して提示すること。
- 設置許可段階において工認段階の見通しとして示す事項、工認段階で詳細に示す事項等、今後の説明方針を整理して提示すること。

<竜巻>

- ブローアウトパネル開放の影響について、一部のブローアウトパネルの閉止、防風設備の成立性及び風荷重の評価等を含め、原子炉建屋内の機器の防護の

考え方を整理して提示すること。

- 車両退避の実証試験について、台数の違い、道の合流部での渋滞等も含め、現実の退避時間を説明できるか整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） 審査会合コメント回答
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））
- ・ 東海第二発電所 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）
- ・ 東海第二発電所 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）（審査会合における指摘事項への回答）
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（外部からの衝撃による損傷の防止（火山））
- ・ 東海第二発電所 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）